

# 刑務所出所者等の日常生活支援事業

- 平成21年度予算(案)において、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰支援のため、地域生活定着支援センター(仮称)を設置することとしている。
- これにより、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等は、出所後、地域のグループホームや福祉施設等において地域生活を開始することとなる。
- 地域生活開始後は、保護観察所や地域生活定着支援センター(仮称)の関与は少なくなるため、新たに生活を開始したグループホームや福祉施設等において、社会復帰のための相談や生活支援等を行う必要がある。
- このため、都道府県がグループホームや福祉施設を運営する社会福祉法人やNPO法人に委託し、相談や生活支援を行う職員を雇用するとともに、地域生活に必要な環境づくりを行う。

## <日常生活支援職員の業務>

- ・ グループホームや福祉施設等において生活を開始した刑務所出所者等が、円滑に地域において生活できるよう、買い物や交通機関の利用、金融機関の利用など日常生活に必要な活動を円滑に行うことができるようにするための付き添いを行うとともに、相談相手となって、地域生活を営む上での不安を取り除く。

(都道府県)

委

託

<地域生活>



グループホームや福祉施設等

日常生活を支援する職員又はそのサポートをする職員として雇用及び地域生活に必要な環境づくり

解雇又は雇い止めにあった離職者等

保護観察所



<地域生活定着支援センター>

刑務所等